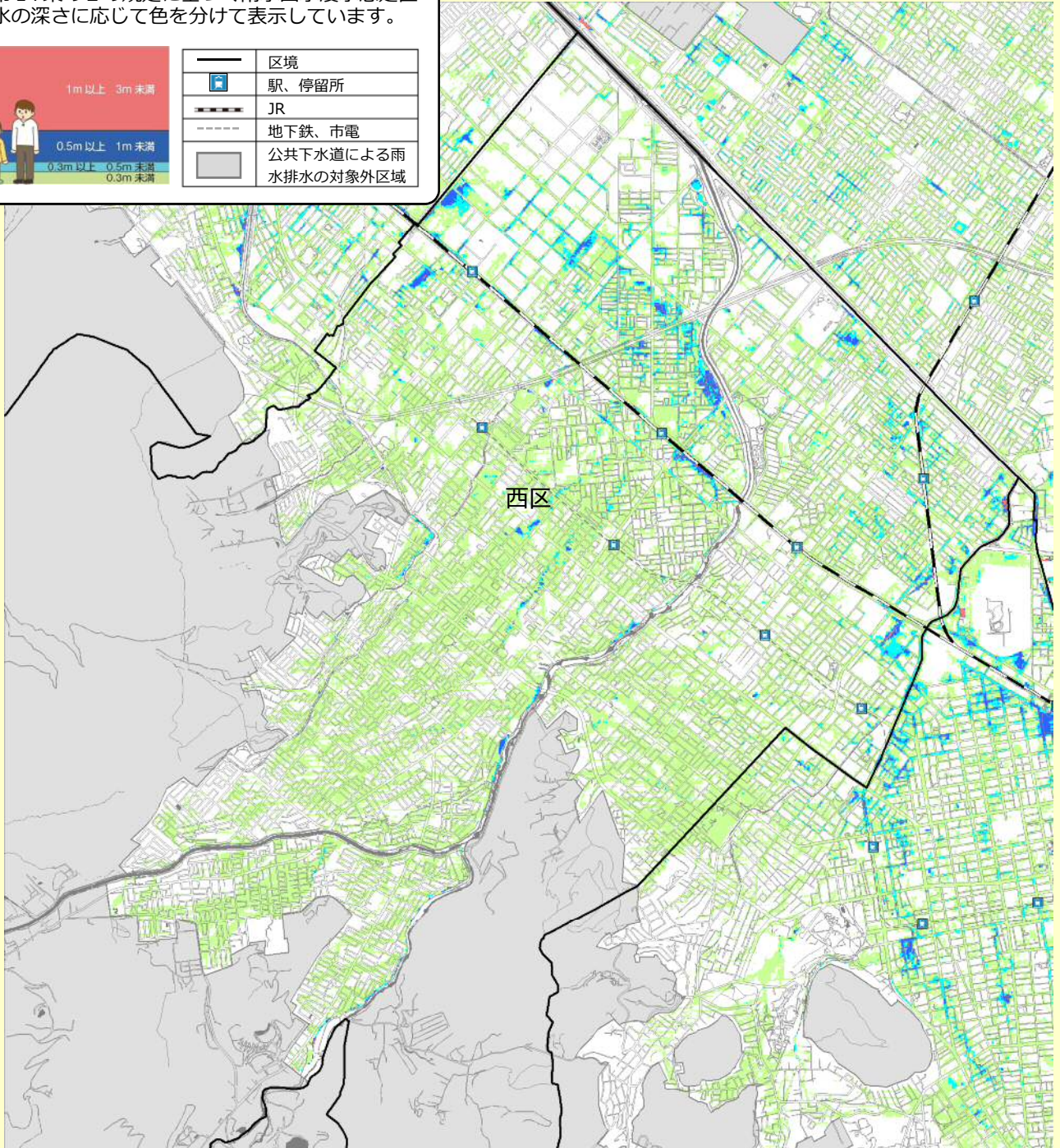


## 水防法第14条の2の規定に基づく雨水出水浸水想定区域【西区】

水防法第14条の2の規定に基づく雨水出水浸水想定区域を浸水の深さに応じて色を分けて表示しています。



—	区境
■	駅、停留所
—	JR
- - -	地下鉄、市電
■	公共下水道による雨水排水の対象外区域



測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R3JHs411

### 1. 説明文

- (1) この図面では、水防法第14条の2の規定に基づく雨水出水浸水想定区域を浸水の深さに応じて色を分けて表示しています。
- (2) この雨水出水浸水想定区域は、令和2年3月末時点の札幌市公共下水道の整備状況等を勘案して、想定最大規模降雨により想定される内水氾濫の状況を浸水シミュレーションにより想定したものです。
- (3) 川が氾濫した場合、または土地利用や雨の降り方などによっては、着色されていない地域で浸水が発生するなど、実際の浸水状況と異なる場合があります。
- (4) 札幌市公共下水道により雨水を排水していない区域（計画外区域）は、図面では灰色（■）で着色しています。

### 2. 基本事項

- (1) 作成主体：札幌市
- (2) 指定年月日：令和4年3月18日
- (3) 告示番号：第1000号
- (4) 指定の根拠法令：水防法（昭和24年法律第193号）第14条の2第2項
- (5) 指定の前提となる降雨：総雨量125mm/1時間